

STOP！ハラスメントは許しません！

～ 全ての職場でハラスメント防止対策が義務化 ～

2022年4月1日から労働施策等総合推進法等に基づき、中小企業を含むすべての事業主に、ハラスメント防止対策として必要な措置を講じることが義務になりました。

職場において、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境が害されるものは「**パワハラ**」に、性的な内容の言動は「**セクハラ**」に、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は「**マタハラ**」になり得ます。

あなたの周りに ありませんか？

パワハラ



- ▶先輩、上司にあいさつされても無視される。
- ▶同僚の前で、上司から無能扱いされた。
- ▶他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない。

セクハラ



- ▶食事やデートにしつこく誘われた。
- ▶不必要なボディタッチが多い。
- ▶「こころ」と「からだ」の性が異なることを同僚に相談したら、無断で上司に伝えていた。

マタハラ



- ▶育児のため時短勤務をしていたら、同僚から「周りは迷惑している」と繰り返し言われてショックを受けた。
- ▶育休の取得について上司に相談したら、「男のくせにあり得ない」と言われた。
- ▶上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた。

事業主が取り組むべき措置

～周りの人や組織は、悩んでいる人を支えましょう～

- ① 方針を策定し、従業員に周知・啓発する。
- ② 相談窓口を設置し、相談内容や状況に適切に対応できるようにする。
- ③ 被害者への配慮および行為者への措置を行う。
- ④ 相談者のプライバシーに配慮し、解雇等不当な扱いをしない。

職場でのハラスメントに関する相談窓口

～大切なのは、決して一人で悩まないこと、孤立させないこと～

ハラスメントは一人では解決が難しい問題です。「ハラスメントかも」と感じたら、早めに相談窓口や信頼できる人に相談してください。

■高知労働局 雇用環境・均等室 ☎885-6041

場所▶労働総合庁舎 4階(南金田 1-39) 日時▶月～金曜日 9時～17時

■高知県労働委員会事務局 ☎821-4645

場所▶高知県庁 北庁舎 4階(丸ノ内 2-4-1) 日時▶月～金曜日 9時～17時

■高知市総合労働相談 ☎883-2244 (事前予約制)

場所▶勤労者交流館(丸池町 1-1-14) 日時▶原則毎週火曜日 18時半から

※いずれも祝日は除く

もっと詳しく知りたい方は
(厚生労働省HP)



高知市技能功労者表彰の推薦を募集します！

高知市では、永く同一の職業に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した技能職者の功績を称えるとともに、技能職者の社会的・経済的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、「高知市技能功労者表彰」を実施しています。

本市の産業発展と後進の指導育成に尽くされている功労顕著な技能者（自営業主で技能者を兼ねる方も含む）の推薦を募集します。

推薦対象者

- ① 高知市民である
- ② 25年以上同一業種に従事している
- ③ 優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる
- ④ 引き続きその職業に従事するか同一職業の指導的立場にある



高知 技能功労

検索

業種別団体・事業所および同一または関連する業種の他の技能者からの推薦をお待ちしています。産業政策課で配布する所定の推薦書に記入し、**7月6日(水)まで**にご提出ください。

詳細は、高知市産業政策課のホームページをご覧ください。



イメージキャラクター
「クンペレくん」

中小企業等を応援！

クンペレ高知の会員になるとさまざまな共済給付や多彩なレクリエーション活動に参加でき、また、職場環境の向上につながります。

例えば…

- ▶ 結婚や出産、入学祝い、病気やケガで休職時のお見舞金の給付
- ▶ 健康維持のための生活習慣病予防検診や人間ドックの受診助成
- ▶ 余暇活動充実を図るため、食事券や映画チケット、その他観劇などの割引や補助 など

加入対象	会員は、高知市と南国市にある事業所が対象で、事業所単位の加入とし、事業主と従業員が会員として利用できます。
入会金	★入会金：会員一人につき 300円
月会費	★会費：会員一人につき 500円（月額） ※事業所会員の場合、入会金の金額と会費の半額以上を原則事業主が負担

詳しくは・・・

（公財）高知勤労者福祉サービスセンター

- ◆ 場 所：高知市丸池町1-1-14
- ◆ TEL：088-885-9739

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済 CHU小企業退職金共済制度 TAI共済 KYO

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業退職金共済制度は、1959（昭和34）年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。